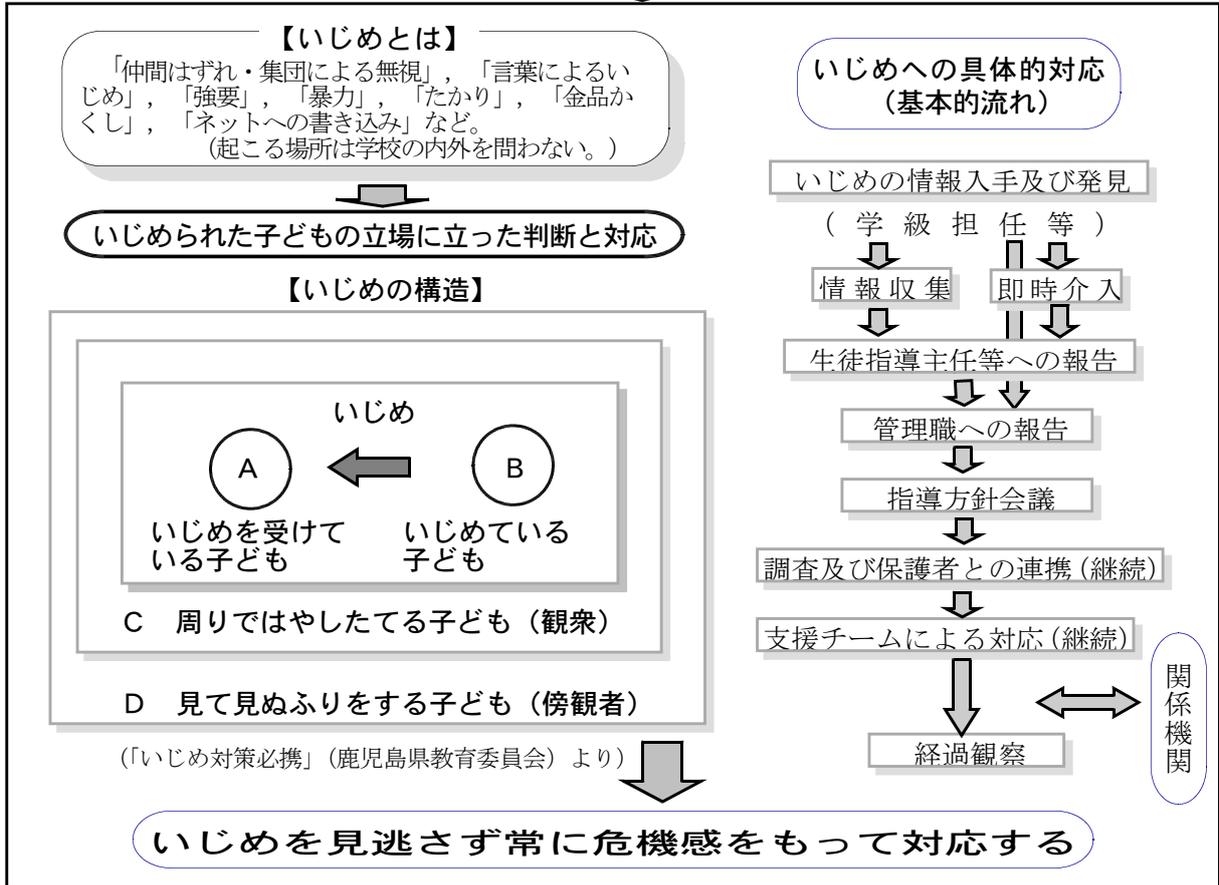


いじめ問題に積極的な取組を II

～いじめの根絶に向けた具体的対応～

鹿児島県総合教育センター

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる



いじめの情報入手時及び発見時の具体的対応の実際

いじめの情報入手 ⇒ 状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接的介入を図る

【対応上の留意点】

- 「いじめではない。大丈夫だろう」などと個人的な解釈で看過しない。
- 他の教師に、情報の収集や観察等の協力をもらう。
- 子どもたちと過ごす時間を増やし、状況を観察する。
- 朝の会、帰りの会、学年集会などで、いじめ問題についての一般的な話をし、教師のいじめ問題に対する強い姿勢を示す。

いじめの現場を発見 ⇒ 即時、直接的介入を行い、情報を収集し事実確認を行う

【対応上の留意点】

- 感情的にならず、毅然とした態度で介入する。
- 発見者は、学級担任、当該学年の学年主任、生徒指導主任等に報告する。
- 関係した子どもに対し、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。
- その日のうちに、関係教職員間で共通理解を図る。
- 生徒指導主任等は、一連の記録を必ず取り管理職に報告する。

管理職への報告と指導方針会議

管理職への報告 ⇒ **管理職の指示を受けながら今後の対応の方向を策定する**

【指示を受ける内容】

- 緊急対応の必要性（自殺予告など、命にかかわる可能性が少しでもある場合については、迷わず緊急対応が必要）
- いじめ問題解決のための指導方針会議を開く必要性
- 詳細な調査の必要性（調査の内容と方法はどうか。）
- 保護者への対応

指導方針会議 ⇒ **状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。**

【協議上の留意点】

- 具体的な指導・援助の方針を検討し、役割分担を決め、支援チームを組む。
- 関係機関とも連携しながら継続的に経過観察を行い、ニーズに応じた指導・援助を行う。

指導方針に沿った調査・指導・援助

「いじめられた子どもをしっかりと守る」ことを基本姿勢として慎重に進める

【調査実施上の留意点】

- 最初からいじめられた子ども、いじめた子ども及び関係者を一堂に集めて、調査や話し合いをするようなことは、絶対にしない。
- 事実確認の段階で、善し悪しの判断を安易にしない。
- 多面的に事実を確認し、内容に矛盾がないか慎重に検討する。
- 情報提供者（児童生徒等）に迷惑が及ばないように配慮する。

【いじめられた子ども及びその保護者への指導・援助の留意点】

- いじめられている子どもの側に立ち、必ず守り通すという姿勢を明確にする。
- 情報入手の段階では、本人がいじめられていることを語らないことが多いので、性急に話を進めず、まず本人の気持ちをよく聴く姿勢でかかわる。
- 子どもの心を受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。（「あなたにも直すべきところがあるよ。」などの発言は絶対にしない。）
- 今後の対応については、本人の気持ちに配慮しながら進めていく。
- 場合によっては、緊急避難としての欠席等の弾力的な対応も考える。
- 和解の形で終わっても、安易に問題が解決したとせず、その後の行動や心情をきめ細かに継続して見守る。
- 保護者へは被害者保護最優先の姿勢で接し、配慮のない発言を絶対にしない。
- 誠意をもって素早く対応し、学校への不信感を生じさせないようにする。
- 保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、学校の非は率直に謝罪する。
- 保護者へは、指導・援助の事前及びその後の経過の説明等を十分に行う。

【いじめた子ども及びその保護者への指導・援助の留意点】

- いじめの事実を確かめ、いじめの意識の有無を確認する。
- 「いじている」と認識していなかったり、認めようとしなかったりする場合は多いので、まず、本人の不満や気持ちをよく聴く姿勢でかかわる。
- いじめられた子どもの心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが、人間として許されない行為であることを分からせる。
- 集団によるいじめの場合、いじめの中心となる子どもが、表面に出ていない場合があるので、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目標をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気よく継続して行う。
- 十分な指導をしたにもかかわらず、いじめが継続する場合は、いじめた子どもに対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対応措置をとる。（出席停止措置は懲戒処分ではないという観点から、その期間中は、子どもの立ち直りのために個に応じた指導を工夫する。）
- 保護者の心情に配慮して対応し、学校への不信感を生じさせないようにする。
- 保護者へは、指導・援助の事前及びその後の経過の説明等を十分に行う。
- 「学校と家庭が連携して子どもを育てていく」という共通理解が、保護者との間に持てるよう努め、保護者の考えを十分尊重しながら協力を依頼する。

